

て、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。